

第 12 号議案

東大和市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 22 日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫

東大和市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例

東大和市青少年問題協議会条例（昭和３７年条例第１５号）の一部を次のように改正する。

第２条中「１４人」を「１２人」に改める。

第３条第１項中第１号を削り、第２号を第１号とし、同項第３号中「４人」を「６人」に改め、同号を同項第２号とし、同項第４号を削り、同条第２項中「前項第２号」を「前項第１号」に改める。

附 則

この条例は、令和５年５月１日から施行する。